



災害配慮基準を改正します！

令和5年4月1日
施行

兵庫県所管区域※1では、「自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮（災害配慮基準）」について、以下のとおり改正します。

※1 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市については、各市役所にお問い合わせください。

<災害配慮基準>

認定申請対象の住宅が以下の区域内にある場合は、認定を行うことができません。

【改正前（令和5年3月31日まで）】

- ・ **地すべり防止区域**
（地すべり等防止法第3条第1項）
- ・ **急傾斜地崩壊危険区域**
（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項）
- ・ **土砂災害特別警戒区域**
（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項）

〔改正理由〕

地すべりや急傾斜地の崩壊の危険性について、土砂災害特別警戒区域の指定の有無により判断することとしたため

【改正後（令和5年4月1日以降）】

- ・ **土砂災害特別警戒区域**

関連ホームページはこちらのQRコードから確認できます。



土木事務所管理課一覧



兵庫県CGハザードマップ
（土砂災害特別警戒区域）



災害危険区域について